

全国森林計画（変更案）に対する意見の概要

1 概要

「全国森林計画（変更案）」について、以下のとおり、意見・情報の収集を行った。

- (1) 意見・情報募集期間： 平成28年3月22日(火)～平成28年4月10日(日)の20日間
- (2) 告知方法： 報道発表、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び農林水産省ウェブサイトへの掲載等により実施
- (3) 意見・情報提出方法： インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

2 提出いただいた意見の件数・概要

- (1) 意見提出者・団体等の数：8件（個人6件、団体・法人2件）
- (2) 提出項目数： 20項目

3 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の例（概要）
1. 趣旨を取り入れているもの	6	<ul style="list-style-type: none"> ○山村地域にある森林資源を有効に活用することによって、山村の人口扶養力を高めて、林業に若い就業者を増加させるべきである。 ○獣(鹿)被害について、年々増大の一途をたどっているので、生息頭数の削減を早急に実施して頂きたい。 ○架線集材機械の高性能化・小型化・安全化が図れるよう機械メーカーの参画が進むような仕組みづくりを希望する。
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	6	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性については原生林のみ考え、人工林については、大幅な機械化が可能になるような整備を進めることが必要。 ○目的、基本方針に花粉対策について示すとともに、計画的に取り組んでいただきたい。
3. 修正するもの	0	
4. その他、今後の検討課題等	8	<ul style="list-style-type: none"> ○現在各県で実施されている環境税による森林整備を、国の環境税による森林整備事業として早急に創設すべき。 ○「大面積の伐採が行われがちな地域」の判断基準を行うため、伐採届出あるいはリモートセンシング技術などで、1皆伐区当たりの面積統計を整備することが必要。 ○高齢級材(大径木)の需要拡大について、集成材か合板にして利用拡大を図れないものか研究して欲しい。
合 計	20	

全国森林計画（変更案）に寄せられた意見の概要と意見に対する考え方（詳細）

処理の結果の凡例及び項目数（20項目）

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 : 趣旨を取り入れているもの | (6 項目) |
| 2 : 趣旨の一部を取り入れているもの | (6 項目) |
| 3 : 修正するもの | (0 項目) |
| 4 : その他、今後の検討課題等 | (8 項目) |

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
まえがき	「山村地域の高齢化・人口減少……ゆえに効率的かつ効果的な森林の整備及び保全をすすめて行く」の部分について、効果的とはどういう意味かわかりにくい。	1	御指摘の点については、山村地域における急速な高齢化と人口減少等が懸念される状況を踏まえ、限られた人的・経済的資源を活用し、傾斜や林地生産力等の自然条件や、車道等や集落からの距離といった社会的条件のよい森林において森林の整備及び保全を重点的に進めることにより、森林の有する多面的機能の発揮をより効果的に図るということを表しているものです。
まえがき 及び II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	山村地域の高齢化・人口減少は間違いなく大きな危機であるが、山村地域にある森林資源を有効に活用することによって、山村の人口扶養力を高めて、林業に若い就業者を増加させるとした方がよいと思う。	1	御指摘の「山村地域にある森林資源を有効に活用することによって、山村の人口扶養力を高め、林業就業者を増加させる」については、II-4-(5)において、「林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出により山村における定住を促進する」という形で位置付けているところです。
I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林の整備及び保全の目標	南四国及び九州の、「適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を計画的に推進」という部分について、更新は主伐後の施業なのに、間伐等となっている点に違和感がある。 その他部分も「間伐等」と書いて主伐も含んだ文言があるが、特にこの部分はきちんと、「適切な間伐と主伐の実施」と書くべき。実際に九州の素材生産量の7~8割は主伐材だと思われる。	2	主伐については、森林所有者等が経済的な理由でその時期を判断することもあることから、全国森林計画において一律に「適切な」主伐と表現しにくいことをご理解下さい。 その一方で、森林の有する公益的機能を維持するためには、主伐後の更新を確保することが重要であることから、主伐に関しては「適切な主伐とその後の更新」という意味を含め、「適確な更新の確保」と位置付けているところです。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	植林する樹木は、杉、桧に限らず広葉樹も計画的に取り入れた方が良いと思う。	1	II-1-(3)-アに示しているとおり、人工造林に当たっては、適地適木を旨としており、針葉樹に限らず広葉樹も含め、自然条件等に適合した樹種を選定することとしているところです。
II 1(3)造林	近年の木材を取り巻く環境を考えると、再造林に対する意欲は大きくそれがれていると思う。現に、近年の材価では、伐採した代金を全部つぎ込んで、下刈りが終了することは出来ない状況である。 しかし、様々な公益的機能を維持し、より高めるには、再造林は、不可欠の条件である。 現在各県で実施されている環境税による森林整備を、国の環境税による森林整備事業として、早急に創設すべき。	4	全国森林計画は、森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、森林整備に係る財源に関する御提案については新たな「森林・林業基本計画」の第3-1-(10)において、「森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストについては、どのような手法を組み合わせて負担すべきか、国民の理解を得ながら、国全体としての財源確保等を検討していく。」と位置付け、こうした考え方に基づき適切に取り組んでまいります。
II 1(4)保育	獣(鹿)被害について、年々増大の一途をたどっているので、生息頭数の削減を早急に実施して頂きたい。	1	鹿による被害については、II-1-(4)において、「野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする」と位置付けています。
II 1 第3表 計画量	第3表「計画量」について、人工造林面積が846千haと現行計画の944千haと比較し、減少している。伐採立木材積(主伐)も減少しており、連動していることは理解するが、人工造林面積はここ数年2万ha台で推移しており、実績を踏まえた今後の見通しについて、具体的な分析を加えるべきである。その場合、再造林の状況がわからないため、主伐面積も併せて明示すべきである。	4	主伐後の再造林の状況については、新たな「森林・林業基本計画」の策定にあたって分析・検討を行っており、それを踏まえて「再造林等による適切な更新の確保」を主要な施策として位置づけていくとともに、全国森林計画の計画量の検討も行ったところです。 主伐面積も併せて明示すべきという点については、 ① 森林・林業基本計画の目標の一つとして木材供給量(材積)が掲げられていること ② 森林の樹種や林齡、生育状況等に応じて面積当たりの材積は多様である中で、材積を面積に置き換えることが難しいことから、森林・林業基本計画に即してしてたてられる全国森林計画の計画量では、伐採立木材積を示すこととしております。
II 2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 第5表 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	第5表(2)「伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林」(ウ)「その他」の「大面積の伐採が行われがちな地域」の判断基準を行うため、伐採届出あるいはリモートセンシング技術などで、1皆伐区当たりの面積統計を整備することが必要だと思う。 すでに九州では計画成長量を超えた伐採を地域森林計画で予定している地域もあり、非常に危惧している。	4	御指摘の点に関しては、伐採及び伐採後の造林に係る報告について、より適切な運用が図られるよう指導・助言を行うとともに、近年活用が進む人工衛星等のリモートセンシング技術による伐採跡地等に関する情報収集についても現場段階での活用が進むよう検討を行ってまいります。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
II 2 及び IV 森林の保健機能の増進に関する事項 1 保健機能森林の設定の方針 2 保健機能森林の整備の方針	<p>森林の有する「保健・レクリエーション機能」及び「文化機能」を重視すると、効率的な環境整備が行えないため、保養施設や文化的施設に限っての整備とする事が重要である。</p> <p>生物多様性については原生林についてのみ考え、人工林については、これからマンパワーが減ること等を考えると、大幅な機械化が可能になる様な整備を急速に進めることができあり、画一的でよいので、とにかく効率的な林野となる事を考える必要がある。</p> <p>農薬についても人体及び保護が求められる生物への影響が少ないものについては使用すべきであると考える。</p>	2	<p>保健・レクリエーション機能や文化機能を発揮するためには、自然環境の保全および森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な森林整備や必要な保健・教育・文化活動に適した施設整備を行うことが重要です。</p> <p>また、生物多様性保全機能については、例えば里山林のように、適切な手入れを行うことによって維持・発揮される場合もあるものと認識しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、それぞれの森林が有する発揮すべき機能に応じた、適切な森林の整備及び保全を図っていく必要があると考えております。</p> <p>大型機械の利用については、II-3-(1)にあるとおり、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを導入することとしています。</p> <p>また、農薬の使用については、御意見の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</p>
II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他 林産物の搬出に関する事項 第6表 路網整備の水準	<p>第6表「路網整備の水準」はいさか現実から乖離しており、以下のとおり解決策を提案する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜35°以上を急峻地とした場合、アクセス拠点までへの出材が困難となる。 ・タワーヤード等の架線系作業システムといつても、最寄りの林道までの距離状況では、どうやって集積・出材するのか、普通には考えにくいと思慮。 <p>①整備すべき路網延長に即した、森林簿の傾斜と対照した区分を設けるべき。 ②「はじめに路網ありき」の施策・組織を講じるべき。</p>	2	<p>第6表「路網整備の水準」については、森林・林業基本計画に示す基本的な考え方に基づき、普遍的な因子として林地の傾斜度に着目し、作業システムに必要となる林道等の路網密度の目安を示したものです。</p> <p>傾斜度については、場合によっては車両が林内に入していくような森林を緩傾斜地(0°～15°)、林内に車両は入っていないものの比較的路網の整備が容易な森林を中傾斜地(15°～30°)、それ以上を急傾斜地(30°～35°)と急峻地(35°以上)に区分し、路網の整備が困難で、車両系を中心とした作業システムの構築が困難な森林を急峻地としております。</p> <p>急峻地においては、本格的なタワーヤードでの集材作業を想定し、その最遠集材距離を勘案して、5m/haの路網密度の目安を示しています。</p> <p>なお、ご指摘のように自然条件や社会的条件は地域によって差異があると思われますので、各地域の実情に応じて柔軟に対応するものと考えています。</p> <p>また、全国森林計画は、森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、「路網整備のための施策・組織を講ずべき」といった個別の施策に関する事項については記載しておりませんが、具体的な林道等の開設に当たっては、森林所有者等のご意見を伺いながら、都道府県、市町村及び林業事業体等の関係者が連携して計画の作成、実行に取り組まれており、国としても必要な予算の確保等に向けて、適切に対応ていきたいと考えています。</p>

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	架線集材機械の高性能化・小型化・安全化が図れるよう機械メーカーの参画が進むような仕組みづくりを希望する。	1	御希望の点に関しては、II-4-(3)に、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入等を図る旨記載しているところであり、実施に当たっては、機械メーカーの参画を図りつつ取り組んでまいります。
	II-4-(5)について、「森林施業の合理化に関する事項」の「その他」ではなく、「森林管理主体の多様化と山村振興」など、きちんとタイトルを付けるべき。 自伐林家などが素材生産の主たる担い手にはならないとは思うが、その丁寧な間伐施業が地域にあることは、森林組合や民間素材生産事業体が荒い施業ができなくなる(所有者が比較できる)という点で重要である。	2	御指摘の部分の記述については、「森林施業の合理化に関する事項」の他の記述内容のように、森林施業の合理化に直接関係するものとはやや性質が異なり、自伐林家をはじめとする多様な主体による森林資源の利活用を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村振興を図ることにより、間接的に森林施業の合理化に資するという観点から、「その他」として整理しているものです。
III 森林の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項	III-2「保安施設に関する事項」「その他必要な事項」について、保安林は固定資産税がかからないこともあり、徵税されないため、一般林よりも所有意識が低い(相続後に林地所有、また保安林かどうかを知らない所有者の増加)場合が散見される。相続時に、保安林の内容(規制と支援)について説明する機会を設ける工夫が必要だと思う。	4	全国森林計画は、森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、御指摘の保安林制度等の運用に関する御提案については、今後の参考とさせていただきます。
全般	花粉症対策については、I-2関東および中部太平洋側、西日本および四国西部のところに花粉発生源対策という言葉が、また、II-1-(3)ア「人工造林」のところに少花粉スギ等の花粉症対策苗木という言葉が出てくるが、全体的な位置づけとして弱い。 冒頭の目的、基本方針のところで花粉対策の意気込みを大きく示してもらうとともに、新たな軸として「花粉による健康被害、経済損失の改善」を追加し、計画的に取り組んでいただきたい。	2	御指摘の花粉による健康被害等への対処については、新たな森林・林業基本計画の第3-1-(5)-④の部分で、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策のひとつとして「花粉発生源対策の推進」の項目をたてて記載しております。 なお、全国森林計画は、森林・林業基本計画に即して森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、花粉発生源対策の推進については、御指摘のとおり広域流域別の森林の整備及び保全の推進に当たっての留意事項として示すとともに、II-1に少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努める旨記載し、引き続き計画的に取り組んでまいります。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
全般	<p>森林が持つ多面的機能発揮には、地元住民を中心となり、昔ながらの自伐型林業により地元里山に手入れをすることが有効。必要以上に間伐する必要はなく、立木の2割を択伐する施業で長期に渡って山と関わり、100年スパンで木を太らせ山林価値を上げていくべき。</p> <p>まずは、ボランティアや地域イベントで里山や林業、獣害対策として狩猟やジビエ料理紹介など、森林と関わる様々な事柄に関係機関が連携し、地域住民や将来地元を担う人材に包括的に関心を持ってもらうことが肝要である。</p>	1	<p>御指摘の事項については、Ⅱ-4-(5)において、「自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める」と位置づけているほか、林業及び木材産業による就業機会の創出を通じた定住の促進、都市と山村の交流を促進すること等による山村の振興を図ることとしております。</p> <p>また、御指摘の伐採の考え方については、全国森林計画においても、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、長伐期化・複層林化等の推進により多様な森林づくりをしていくこととしており、これに基づく地域森林計画等において定める基準により、森林所有者等が地域の実情に即した施業を行うことが重要と考えております。</p>
	<p>バイオマス発電用燃料の「未利用木材」についても同様に、「間伐材等」とされていますが、主伐材の方が多い。間伐材等とすることで、国民はイメージのよい間伐材を利用していると思うが、実態は主伐が進んでいるという現実は将来的に林野庁への不信に繋がると考える。</p>	4	<p>御指摘のバイオマス発電用燃料の「未利用木材」については、全国森林計画においては該当する記述はありませんが、新たな森林・林業基本計画の第3-3-(3)-②において、カスケード利用を基本としつつ、木質バイオマス発電施設における未利用間伐材を利用する旨記述しており、こうした考え方に基づき適切に取り組んでまいります。</p>
	<p>木材の需要拡大と材価の安定について、需要低迷と平行して材価で平均単価が1m³メートル当たり1万円前後と安値安定しているので、これを、1m³メートル当たり1万3000円程度になるよう、あらゆる対策を講じて欲しい。</p>	4	<p>御指摘の点については、木材の需給動向等に左右されるため直接対策を講じることは困難ですが、木材の需要拡大や森林所有者・林業従事者の所得向上については、新たな「森林・林業基本計画」の第3に示しております森林施業の集約化、木材加工・流通体制の整備等の各施策を通じて推進する考えです。</p>
	<p>侵入竹対策について、10ヘクタールから、20ヘクタールの小規模林地に隣接して竹林があれば、数年放置すると、成木の林地も、またたく間に竹林になる。クロレートソーダの散布も、費用と労力を考慮すると、継続するのには無理がある。毎年のタケノコの時期に掘るか切るかしないと、他に方法はないが、それは、高齢者には無理である。竹林亡国にならないようにお願いしたい。</p>	2	<p>森林整備事業では、植栽木の間伐等と一体的に行う侵入竹の伐採に対して支援しており、請負により実施することも可能ですので、制度の活用も御検討下さい。</p> <p>なお、御指摘の内容については、新たな森林・林業基本計画の第3-1-(9)-②においても、「竹林等については、山村集落の機能低下等により、その保全管理に支障を来たすおそれがあるため、NPO等多様な主体との連携を図りつつ、地域住民等自らの手による継続的な保全管理と利用を促進する」と位置付けており、こうした考え方に基づき適切に取り組んでまいります。</p>

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
全般	高齢級材(大径木)需要拡大について、材価の低迷で伐期を過ぎた林分が年々増加している。ひと昔前までは、古木で大きければそれなりに高く売れていたが、近年は、市場でもほとんど買い手が付かず、材価も一般材とほとんど変わりない。集成材か合板にして利用拡大を図れないものか研究して欲しい。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、御指摘の高齢級材の需要拡大については、新たな「森林・林業基本計画」の第3-3-(2)②において「大径材の製材・乾燥技術の確立等を推進する」と位置づけ、こうした考え方に基づき適切に取り組んでまいります。
	国産材の輸出促進については、近年、全国的に各県で鋭意取り組まれているようであるが、量的に少なく国県の助成なしでは、成り立たない。例えば、中国を視野に入れると、九州が一体となって受け皿になる様に体制を作るべきではないか。できれば、国内では、需要が望めない大径木を振り向かれないか検討して欲しい。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、御指摘の国産材の輸出促進については、新たな森林・林業基本計画の第3-3-(3)③で「木材等の輸出促進」として位置付け、こうした考え方に基づき適切に取り組んでまいります。